



千葉県市川市の行政書士 <http://hoshikawa.gyosei.or.jp>

行政書士リバースター法務事務所

いつでもお気軽にご相談下さい！ hoshikawa@gyosei.or.jp

〒272-0033 千葉県市川市市川南 1-10-1 ザタワーズウエスト 2414

TEL 047-322-5239

事務所通信・スターダスト 2014年2月

この事務所通信は当事務所のお客様および名刺交換をさせていただいた皆様にお送りさせていただいております

1 通信送付のご挨拶

暦の上では春とはいえ、真冬の寒さが続いておりますが、貴社ますますご健勝のほどお喜び申し上げます。いつも格別なお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

消費税が上がると世の中にどんな影響が出るかを考えています。いい影響、悪い影響ともに。兎にも角にも5%時代の固定概念に引きずられないようにしなくてはと思っています。消費税変更に伴う書類作成のお手伝いもなんらかできたらと思っています。

行政書士リバースター法務事務所 代表 星川 清房



2 近況のお知らせ

(1) 市川商工会議所青年部(YEG) 1月定例会を開催いたしました

1月14日、午後7時より、市川商工会議所において市川 YEG の1月定例会を開催しました。今回は、当事務所代表が委員長を務める拡大研修委員会が企画運営をいたしました。「心を一つに！新年に全員の魂を結束させよう～伝統文化の書と食を学び、実践し、絆を深めよう～」と題し、書き初めと餅つき、新年祝賀会を行いました。2名の新入会員と3名のオブザーバーを迎え、約50名の参加者が、書き初めでは色



紙に「午」の文字を力強く書きました。指導に市川市内で教室を営む及川扇翠先生を迎えました。餅つきは、真冬の屋外で全員が掛け声をかけながら餅をついていく中、盛り上がりを見せました。委員会を始め、全員のご協力のおかげで、定例会を成功させることができました。多くの方々に感謝いたします。

(2) 申請取次実務研修会に参加いたしました

24日、福岡市のANAクラウンプラザホテル福岡において日本行政書士会連合会の主催する申請取次実務研修会が開催され、当事務所代表が参加してまいりました。本研修会は、入国管理局での手続きの代行に必要な申請取次の資格を更新するための研修会であり、最新の入管法・入管情勢を修得するために必要なものです。今後も外国人のビジネスビザを中心に、企業の経営に必要な外国人ビザ申請等にお役に立てるよう頑張ります。

(3) 開業4年目になりました

1月27日、行政書士リバースター法務事務所が市川の地で開業し、4年目を迎えました。開業の2011年春は激動でしたが、そこから地道にお仕事をさせていただき、一年一年と経験値をアップしていくことができました。企業経営者の方のよき相談相手になれるように更なる研鑽を積みたいと思っております。



3 業務インフォメーション

1) 各種許認可の有効期限は大丈夫でしょうか。許認可事項の変更届の届出代行もいたします

御社の現在取得している許認可の期限は、目前に迫っていませんか。書類作成代行だけでなく、申請・届出のみの代行も承っておりますので、ご確認の上、御用命ください。決算期前後は許可期限が近いものが多いことがあります。許可書等をご確認ください。

2) 第5回 MF 交歓会を開催します

2月7日、18時半より船橋の湊町日本橋ビル（湊町 2-12-24）で、当事務所が関わっている交流会、地域及び業種の異なる方々が集う新たな出会いの会を開催します。今回はブーケ作り等を行います。また、私のビジネスについて発表する機会も設けることになりました。参加費は会費 500 円と 2,500 円前後（実費）です。ご興味をもっていただいた方、ご参加をお待ちしております。



3) 開業セミナーを開催します

2月15日 14時から、ハロー貸会議室東京駅八重洲（中央区八重洲 2-6-4 松岡ビル）にて、当事務所代表が主催者として参加する「開業セミナー」を開催します。新たな年になり開業を目指す方、副業としての開業を目指す方を対象に、貴重な開業体験談と開業の手続きが一気にわかるセミナーがセットになったこのセミナーは好評をいただき 5 回目となります。中小企業診断士、税理士、司法書士、社会保険労務士と私行政書士が開業手続きに大切なお話をさせていただきます。個別相談にも応じます。参加費は 2,000 円。身近に起業開業を目指す方がいらっしゃったら是非ともご紹介ください。

日時：2014年2月15日(土) 14:00~16:00
会場：ハロー貸会議室東京駅八重洲 5F Room1
東京都中央区八重洲2-6-4 松岡ビル(東京駅八重洲口徒歩3分)
参加費：2,000円
内容：
第1部 開業者インタビュー
第2部 各士業から「開業時の注意事項」
第3部 質疑応答、個別相談（途中退席可）

お申込など詳細は
裏面をご覧ください

開業セミナー

～開業の手続き、ノウハウ一気に獲得～

【開業時に必要な書類がすべてわかるから、スムーズに開業できる。】
【開業に必要な書類がすべてわかるから、スムーズに開業できる。】
【開業に必要な書類がすべてわかるから、スムーズに開業できる。】

お申込など詳細は
裏面をご覧ください

※開業セミナーは、開業に関するお問い合わせにも対応いたします。

4) 古物商営業許可ならお任せ下さい！

当事務所では、昨年、千葉県、東京都、神奈川県で古物商の営業許可の取得を、法人、個人にわたり多数ご依頼いただき、もれなく許可を取得させていただきました。古物商営業許可は各県警によって、必要書類や書類提出の注意点があり、それらを踏まえて、迅速丁寧な対応をさせていただいております。所轄によって対応が異なることもございます。

古物商は、ご商売をされる多くの方が関わってくる許可であり、いざというときにとっておくとよい場合があります。買取、下取ができるというのも付加価値です。古物商の許可は、更新がありません（会社の役員、場所等が変更になった場合届出が必要）。一度取得すれば煩わしくない許可ともいえるでしょう。少し話を聞いてみたいと感じたら、気軽にご連絡ください。よろしく願いいたします。

5) 運送業界は規制の時代へ。法改正情報を提供します！

自動車運送事業の監査方針についての通達が昨年9月に発表されました。内容は、適正化巡回指導から監査へという流れ、悪質事業者の定義（悪質性の高い営業者は即通報）、処分基準の引き上げ（事業停止30日間、許可取り消し、日車数の変更）などです。運送事業では許認可の申請だけでなく、その後の法令順守を指導するのも行政書士のお仕事です。当事務所では、今後は法改正等の情報提供を含むコンサルティングも行っていきます。



気になったらすぐにお電話を 047-322-5239